

トップニュース

毎月の賃金支払いに関する新通達

2015年11月16日、労働傷病兵社会省は労働契約書及び就業規則に関する通達第47/2015/TT-BLĐTBXH号を発行した。

それによると、労働者の賃金を労働者が勤務した月に支払わなければならない旨の規定を廃止した。そのため、労働者の給与は必ずしも当月に支払う必要はなく、翌月に支払うことが可能となる。

本通達は2016年1月1日より施行される。

ベトナム会計・税務

サービスの輸出に関する VAT の取り扱い

2015年10月13日、税務総局はサービスの輸出に関する VAT の取り扱いについてオフィシャルレター第14337/BTC-TCT号を発行した。

それによると、会社は外国組織に設計及び製図の作成サービスの電子手段による提供、ベトナム国外で使用される製品の提供、並びに、外国組織がベトナムに専門家（会社への技術支援のため派遣される外国組織の社員）を派遣する場合（なお、当該専門家はベトナムで事業活動を行わないため、ベトナムでの恒久的施設とならない）、企業はサービス提供期間において VAT 税率を 0% で適用でき、法律規定で定めた VAT 控除又は還付の条件を満たす場合、仕入 VAT の控除又は還付を適用できる。

海外でのベトナム非居住者による国内法人への販売紹介手数料に対する個人所得税 (PIT) の取り扱い

2015年9月30日、税務総局は、海外でのベトナム非居住者による国内法人への販売紹介手数料に対する PIT の取り扱いについて、オフィシャルレター第4036/TCT-TNCN号を発行した。

それによると、ベトナム非居住者が海外でベトナム法人に紹介サービスを行う場合、個人の所得はベトナム国外であるとみなされる。企業は、当該所得に対する PIT の源泉徴収をする必要はない。

なお、商品を海外へ販売する場合、外国契約者税 (FCT) は課税されない。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話：+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話：+84 8 3930 5491

2014年企業法の詳細規定

2015年10月19日、政府は、企業の印鑑及び企業間の相互所有権を制限することについての企業法の詳細規定である政令第96/2015/ND-CP号を発行した。企業の印鑑の管理、使用に関しては次の通りである。

- 2015年7月1日以前に設立済みの企業は、事業登記機関へ再度通知することなく印鑑、印影を継続使用することができる。
- 2015年7月1日以前に設立済みの企業は、本政令の規定に基づいて新たな印鑑を作成する場合、印影登記証明書を発行した公安機関に旧印鑑及び当該印影登記証明書を返却しなければならない。
- 2015年7月1日以前に設立済みの企業は、印鑑又は印影登記証明書を失くした場合、本政令の規定に基づいて印鑑を作成することができる。ただし、公安機関に印鑑又は印影登記証明書の紛失を報告しなければならない。
- 企業は印鑑の数量は自由に決められるが、形式、サイズは統一する必要がある。

政令第96/2015/ND-CP号は2015年12月8日から施行される。政令第102/2010/ND-CP号はこの政令が発効された日から効力を失う。

EPE企業がスクラップを国内市場へ販売する際のVATの取り扱い

2015年10月26日、税務総局はEPE企業へのVATを案内するオフィシャルレター第4415/TCT-CS号を発行した。

それによると、輸出加工企業が製造工程から発生するスクラップを国内市場へ販売する場合、購入者は輸入手続き、通関へVATの申告納税を行わなければならない。販売者は販売インボイスを作成し、そのインボイスに「非関税地域における組織・個人」の旨を明確に記載する必要がある。

ベトナムその他

2016年のテト休み

2015年10月の政府の定例会議において、2016年のテト休みのスケジュールを次の通りに案内した。

行政機関等、政治組織、政治及び社会の組織の役員、労働者は来年のテト休みの際、9日連続で有給休暇を取得することが出来る。具体的には、太陰暦の当年の12月28日から新年の1月7日まで（西暦：2016年2月6日～2016年2月14日）休館日となる。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話：+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話：+84 8 3930 5491

社会保険法の詳細を案内する政令

2015年11月11日、政府は強制社会保険に関する社会保険法の一部の詳細に案内する政令第115/2015/ND-CP号を発行した。本政令は次の内容を詳しく規定している。

- 代理母と代理出産を依頼した母の女労働者に対する妊婦出産制度。
- 年金制度の新規定：年金受給要件、社会保険の一回受給要件、年金又は一回受給手当を計算するための社会保険に加入する平均給与月額。
- 親族に対する死亡手当制度：死亡した労働者が自由加入の社会保険に加入した期間がある場合；死亡した労働者が年金、就業不能給付金、労働災害手当、職業病の月手当及び死亡の月手当のいずれかを受給している場合；親族に対する死亡の月手当及び一回受給死亡手当の制度。

本政令は2016年1月1日から有効となる。政令の発効と同時に、強制社会保険に関する社会保険法の一部の詳細案内である2006年12月22日付の政令第152/2006/ND-CP号は効力を失う。

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnamは、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnam までご連絡ください。